## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

 【提出先】
 近畿財務局長

 【提出日】
 平成25年5月20日

【会社名】 株式会社エスケイジャパン

【英訳名】 SK JAPAN CO.,LTD.

【本店の所在の場所】大阪市中央区上町一丁目4番8号【縦覧に供する場所】株式会社エスケイジャパン東京営業所

(東京都台東区寿三丁目14番13号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注) 1.上記の東京営業所は、未登記につき法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。
  - 2. 平成24年6月4日から縦覧に供する場所である株式会社エスケイジャパン東京営業所(旧住所:東京都台東区蔵前四丁目33番7号)が上記のとおり移転しております。

EDINET提出書類 株式会社エスケイジャパン(E02897) 確認書

## 1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 久保敏志は、当社の第24期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。